

燃料手当・年末一時金

栄光運輸支部が妥結/函館運送支部に回答

栄光運輸支部は、燃料手当（暖房手当）と年末一時金について11月11日に妥結しました。暖房手当は、世帯主115,000円（前年110,000円）、準世帯主86,250円（同82,500円）、単身者57,500円（同55,000円）で11月～3月の各月に分割支給、年末一時金は「基本給×2.5か月」（前年同率）です。

函館運送支部は11月24日に、本採用2.062か月（447,652円/前年2.016か月・447,925円）、58歳到達者1.649か月（403,400円/同1.613か月・389,733円）東京嘱託1.649か月+15,000円（368,371円/同1.613か月+15,000円・354,720円）、臨時従業員1.443か月+23,000円（238,357円/同1.412か月+23,000円・228,852円）、60歳到達者50,000円+12,000円（62,000円/前年同額）です。

札幌ダンプ支部が大会

「使用促進」のとりくみ具体化へ

札幌ダンプ支部は11月26日に第32回定期大会を開き、北海道新幹線トンネル工事の残土搬出で建交労のダンプの「使用促進闘争」（注※）のとりくみを具体化することなどを確認しました。大会には組合員など22人が参加し、労災保険特別加入や税金相談、全国ダンプ交流集会（6月）、ダンプキャラバン（7月）など1年間のとりくみを振り返るとともに、新年度運動方針を決定しました。1年間で9人の新しい組合員を迎える一方で、廃業などにより13人が組合をやめたことから、新年度は純増をめざすことを確認しました。全国的にとりくみがすすんでいる「使用促進闘争」について、11月13～14日に全国ダンプ部会の森谷部会長とともに北海道新幹線トンネル工事を受注しているゼネコン8社を訪問し申し入れをおこなったことが報告され、来年春からの具体化をめざすことになりました。新年度役員として田家司委員長（再）などを選出しました。

※使用促進闘争＝建交労ダンプ部会は「ダンプ規制法」第12条に定められた交通安全推進団体として認められており、この法律では「12条団体」の優先使用を求めています。全国の経験では、ダンプを使用する工事の元請ゼネコンと交渉し、積算基準に近い単価で建交労のダンプを一定台数使用することに合意して組合員が働いています。組合員にとっては仕事の確保と比較的高い単価の保障というメリットがあります。

石川香織議員から「トンネルじん肺根絶」賛同署名

「トンネルじん肺根絶の賛同署名」が先の総選挙で新しく当選した石川香織衆議院議員（11区・立憲民主党）から寄せられました。これで道内の衆議院議員の賛同は20人中18人となりました。